



在宅介護応援ほーむ事業補助制度



【通常の住宅改修分】

R6. 4. 1 現在

目 的	高齢者等が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送り、介護者の負担を軽減することができる住環境の整備を促進します。
対 象 者	市内の住所地で、本人又は同一世帯員、市内に住所を有する親族が所有する住宅に居住している以下の方 ア. 要介護または要支援の認定を受けている方 イ. 身体障害者手帳 1 級または 2 級、療育手帳の障害の程度欄が A の方 ウ. 65 歳以上の高齢者
補助対象工事	<以下の補助対象工事で 30 万円以上の工事> ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止、移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更 ・居室及び廊下等の改造 ・トイレの改造 ・浴室の改造 ・玄関の改造 ・段差解消機及び階段昇降機の設置 ・ホームエレベーターの設置 等
補 助 率	3 分の 1 (ただし、上限 25 万円)
補 助 の 申 請	<p><申請> 申請書に以下の書類を添えて、工事に着手する前に申請してください。 ・工事にかかる設計図書(図面)及び現況写真 ・工事にかかる見積書 ・その他市長が必要と認めた書類</p> <p><提出先> 糸魚川市福祉事務所介護保険係</p> <p><申請～完了までの流れ></p> <pre> graph LR A[申請] --> B[交付決定※] B --> C[工事着手] C --> D["(着工届)"] D --> E[工事完了] E --> F["(工事費支払)"] F --> G[完了報告] G --> H[補助金支払] </pre> <p>※申請額が予算を超える場合は、対象者ア、イの方を優先、ウの方は年齢の高い順に予算の範囲内で決定します。</p>
そ の 他	介護保険の住宅改修や県の高齢者障害者向け住宅整備補助事業と併用することができます。(対象工事費はそれぞれの制度の限度額までとなります)



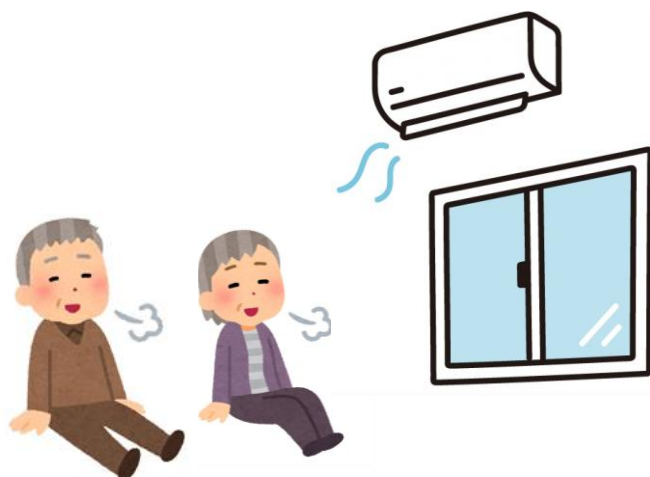
※裏面もご覧ください。

高齢者の熱中症予防のためのエアコン設置事業のご案内



【エアコン設置分】

目 的	高齢者の熱中症による健康被害を防止するため、住宅に使用可能なエアコンがない世帯に対して設置費用の一部を補助することで、住環境の整備を促進します。
対 象 者	市内の住所地で、本人又は同一世帯員、市内に住所を有する親族が所有する住宅に居住している以下の方（ア～ウ全てに該当） ア. 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯 イ. 申請年度において世帯員全員が市民税県民税が課税されていない世帯 ウ. 申請時点において住宅のいずれの室内にも現に使用可能なエアコンがない世帯
補助対象工事	エアコンの設置工事 （居住の用のために室内を冷却する機能を有するもので、天井、壁、窓枠等に固定して設置するものに限ります。）
補 助 率	3分の2（ただし、上限7万5千円）
補助の申請	申請様式・提出先・手続きの流れは、前ページの「通常の住宅改修分」と同じ



【問合せ先】

〒941-8501

新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

糸魚川市福祉事務所 介護保険係

電話 552-1511 FAX552-8250

E-mail: fukushi@city.itoigawa.lg.jp